

○中村学園大学大学院授業料、その他納付金及び諸納入金取扱要領

平成14年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 本学の大学院生から徴収する授業料、その他の納付金並びに本大学院の委託生、科目等履修生及び研究生から徴収する履修料等については、特に定めがある場合を除き、この取り扱い要領による。

(授業料、その他納付金)

第2条 授業料、その他納付金については、学則41条の定めるところによりこれを徴収する。

2 博士後期課程において、所定の修業年限在学して所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する場合は維持・充実費を徴収する。

(委託生等の納付金)

第3条 委託生、科目等履修生及び研究生の履修料等は、別表1により所定の期日までに徴収する。

2 科目等履修生のうち本大学院、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部の卒業生は、履修登録料を免除する。

3 研究生のうち本大学院卒業生は、入学金を免除する。

(退学、転学、停学)

第4条 退学、転学のときの授業料、その他の納付金は許可された年月日が前期の期間内のときは1期分の納入額とし、2期分は全額免除とする。後期の期間内のときは2期分の納入額とする。

2 停学を命ぜられた者については、停学中の授業料、その他の納付金はこれを徴収する。

(休学)

第5条 学期の当初において(前期4月1日、後期9月21日)休学した者については、学則第43条を適用する。

2 新入生の第1期分については、学則第43条は適用しない。

(延納)

第6条 学則第42条第1項により、授業料、その他の納付金は分納できるが、次の各号の一に該当し、納入の延納を願い出る者については、所定の延納願を学生部に提出し、学長が延納を認めることがある。

(1) 天災地変その他不慮の災害により、納入期限内に納入することが出来ない場合。

(2) 前号のほか家庭の都合等により、納入期限内に納入することが出来ない場合。

2 延納の限度は次のとおりとする。

第1期 7月25日(ただし、新入生については適用しない。)

第2期 12月25日

3 延納を認められた者が期日内に納入しないときは、学則第40条の手続きをとる。

(再入学、転入学)

第7条 再入学又は転入学をする者の、授業料、その他の納付金は、入学を許可された年度の新生と同額とする。

(入学検定料)

第8条 入学検定料は、学則第28条の定めるところによりこれを徴収する。

2 研究生については、研究生出願時に入学検定料を徴収する。

3 研究生で本大学院、中村学園大学及び中村学園大学短期大学部の卒業生は、入学検定料を免除する。

4 協定校から志願する者については、入学検定料を免除する。

(試験料)

第9条 追試験、再試験を受験する者については、別表2より所定の期日までに試験料を徴収する。

(証明手数料等)

第10条 諸証明書の交付を受ける者及びロッカー貸与等を希望する者は、別表3により徴収する。

(納付金等の金額変更)

第11条 授業料、その他の納付金、試験料及び諸証明手数料等の額は、経済情勢、その他の変動により改めることがある。

(委託徴収金)

第12条 本大学院の委託徴収金は、納付金と同時に徴収する。

2 委託徴収金は、別表4のとおりとする。

(不還付)

第13条 既納の試験料及び証明手数料等は原則として還付しない。

(還付の特例)

第14条 入学を予定していた者が、3月31日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く授業料、その他の納付金及び委託徴収金を還付する。ただし推薦入学選考合格者は原則

として還付しない。

(留年者の授業料、その他の納付金の特例措置)

第15条 学則第22条、23条の修了要件による留年者の授業料、その他の納付金は、当該年度履修登録単位に乗じた金額に当該者の入学年度の維持・充実費を加算した合計額を別表5により徴収する。

2 授業料が当該者の修了年度のその額を越える場合は所定の授業料をもって限度とする。

附 則

この取扱要領は、令和元年7月1日から施行する。